

障害者差別解消法^(注)の改正により 2024年4月1日から

「合理的配慮の提供」が義務化されます

(注)「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で
2016年4月1日からスタートしています。

合理的配慮の提供ってなに？ //

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くための
何らかの対応を求められた時に、負担が重すぎない範囲で
必要な対応をとることです。



あいにゃん

Point!

01

障がいのある人の意見をきく

Point!

02

対応を求められた場合は柔軟に対応する

Point!

03

障がいのある人とお互いに
理解し合いながら一緒に対応案を考えていく



MEMO

A large lined area for taking notes, resembling a spiral-bound notebook page.